

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	三重県
3. 市区町村名	朝日町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www2.town.asahi.mie.jp/www/genre/1487568175225/index.html">http://www2.town.asahi.mie.jp/www/genre/1487568175225/index.html</a>

執行機関名 朝日町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	朝日町福祉医療費の助成に関する条例(平成13年朝日町条例第8号)に定める医療費の助成に関する事務であって受給資格者であることの確認のための事務(子ども)
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第1の項朝日町福祉医療費の助成に関する条例(平成13年朝日町条例第8号)に定める医療費の助成に関する事務であって受給資格者であることの確認のための事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	朝日町福祉医療費の助成に関する条例(平成13年朝日町条例第8号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 すべての国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべての <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この条例は、障がい者、一人親家庭等の母又は父及び児童並びに <u>子ども</u> 医療費の一部を助成することにより、 <u>これらの者の保健の向上</u> に寄与し、もって <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		朝日町福祉医療費の助成に関する条例(平成13年朝日町条例第8号) 朝日町福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成13年朝日町規則第20号)